

## 令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社

令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「保険料のお支払い」（継続手続きを含む）につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

### ■災害救助法適用市町村

福島市（ふくしまし）	伊達郡国見町（だてぐんくにみまち）
郡山市（こおりやまし）	岩瀬郡鏡石町（いわせぐんかがみいしまち）
白河市（しらかわし）	大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいつみさとまち）
須賀川市（すかがわし）	
相馬市（そうまし）	双葉郡広野町（ふたばぐんひろのまち）
南相馬市（みなみそうまし）	双葉郡檜葉町（ふたばぐんならはまち）
伊達市（だてし）	双葉郡富岡町（ふたばぐんとみおかまち）
本宮市（もとみやし）	双葉郡浪江町（ふたばぐんなみえまち）
伊達郡桑折町（だてぐんこおりまち）	相馬郡新地町（そうまぐんしんちまち）

### ■特例措置

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者・被保険者の契約について、

**保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施** いたします。

※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますのでお気軽にご相談下さい。

#### お問い合わせはこちらまで

- 「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様  
0120 - 062 - 588（平日 9:30～17:30）
- （旧ライフエイド）「住まいる保険」のご契約者様  
0120 - 533 - 570（平日 9:30～17:30）